（参考資料２－４）

第８期福岡市障がい福祉計画及び第４期福岡市障がい児福祉計画（素案）に対する障がい者等地域生活支援協議会（R8.8.27）委員の意見及び回答

意見等の内容	回答
医療型短期入所の利用者が増加する中、受け入れる施設や病院の確保はどのようにしていくのか。	施設等の運営の基礎となる金銭的報酬については、国に対して入院同等まで報酬の引き上げを求めている。また、市としては、事業所に対して医療的ケアが必要な方を受け入れるための設備改修、備品購入費を助成する事業を6年度から実施している。今年度は、最重度の方を受け入れる場合の補助上限額を引き上げている。引き続き、受け入れ先の確保のため、必要な支援に取り組んでいく。
本協議会が実施した「重度障がい者の住まいおよび支援に関する提言」はどのように対策をされているのか、また、計画へ反映されているのか。	令和８年度より、新たに重度障がい者を受け入れる生活介護や短期入所の事業所への助成や、福祉型短期入所の新規の開設の支援、設備改修費の助成、上限の拡大などに取り組んでいる。 　障がい福祉計画は国の方針に即して策定するため、具体的な施策の記載については、福岡市保健福祉総合計画において内容を盛り込んでいる。
就労選択支援事業所が少ないのではないか。	就労選択支援の制度創設が令和7年10月であるため、現在の事業所数はそれほど多くはないが、福岡市は政令指定都市の中で2番目に多い。実施主体になり得る事業所に対して、参入を促していく。
強度行動障がいについて、精神障がいとは異なる特有の支援が必要であり、対象者数や必要なサービス量を把握した上で、具体的な整備目標を示すべきではないか。	今後の参考とさせていただく。 なお、社会福祉事業団「か～む」の集中支援事業・共同支援事業、民間事業者での受入支援、在宅者への伴走型支援などに取組んでおり、強度行動障がい者支援調査研究会において、ニーズ把握や必要な支援の検討を進めていく。